

○美濃加茂市道路占用料徴収条例

昭和31年5月19日

条例第6号

改正 昭和37年12月24日条例第21号

昭和50年3月27日条例第7号

昭和58年3月28日条例第7号

昭和60年12月16日条例第19号

昭和61年3月22日条例第10号

平成3年10月1日条例第12号

平成10年3月26日条例第8号

平成19年12月22日条例第26号

平成21年3月25日条例第22号

平成23年12月20日条例第18号

平成25年3月22日条例第4号

平成25年9月26日条例第14号

平成26年3月24日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市道の占用料（以下「占用料」という。）の額、手数料及び延滞金の額並びに徴収方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(占用料の額)

第3条 占用料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に1.08を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(占用料の減免)

第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当するときは、占用者の

申請により占用料を一部減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の事業のために占用するとき。
- (2) 水道管、下水道管及びガス管の各戸引込管並びに電気及び電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸引込電線路の設置のために占用するとき。
- (3) 雨水又は汚水（浄化槽の処理水を含む。）を用悪水路等に排出するために占用するとき。
- (4) 道路に出入りする通路を設け、又は設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。
- (5) 街路灯のために占用するとき。
- (6) 恒例による松かざり、祭典又は縁日のため臨時に占用するとき。
- (7) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（占用料の徴収方法）

第5条 占用料は、占用の許可をした日の属する月の翌月の末日までに、その全額を徴収する。ただし、占用期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度5月31日までに、当該年度分を徴収するものとする。

（占用料の還付）

第6条 既納の占用料は、道路管理者の都合で占用の許可を取り消した場合又はやむを得ない事由により占用を廃止した場合のほかはこれを還付しない。

2 前項による還付金額は、許可を取り消した日又は占用廃止を認めた日の属する月の翌月以後の分を還付する。

（手数料及び延滞金）

第7条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

2 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、前項に規定する督促に係る占用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付

の日までの期間の日数に応じ、占用料の未納額に年14.5パーセント（当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの日の期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。

3 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 市長は、占用料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。

（違反者に対する占用料）

第8条 法及びこの条例の規定に違反し、占用料を納付しないで占用したことを発見した場合においては、市長の認定する占用期間により別表の占用料金の2倍に相当する金額を徴収する。

（規則への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市の規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に許可を得て占用している道路の占用料については、その占用期間の満了まではなお従前の例による。

3 当分の間、第8条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合

(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則 (昭和37年12月24日条例第21号)

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月27日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に許可を得て占用しているものの占用料については、その期間の満了までは、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年3月28日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に許可を得て占用しているものの占用料については、昭和59年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年12月16日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

(日本電信電話株式会社にかかる経過措置)

- 2 日本電信電話公社が昭和60年3月31日以前に占用協議を終えている物件の占用料については、日本電信電話株式会社より次の額を徴収するものとする。

昭和60年度	徴収すべき額の50%
昭和61年度	徴収すべき額の60%
昭和62年度	徴収すべき額の70%
昭和63年度	徴収すべき額の80%
昭和64年度	徴収すべき額の90%
昭和65年度以降	100%

附 則 (昭和61年3月22日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月1日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）（美濃加茂市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者の当該許可に係る占用料及び施行日前に同法第35条の規定により協議が成立した占用に係る占用料の額については、改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成10年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は同法第35条の規定により協議が成立したことにより道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合において、改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例別表の規定により算出した当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額が、当該占用物件に係る平成9年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間として改正前の美濃加茂市道路占用料徴収条例別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に、平成9年4月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額は、調整占用料額とする。

附 則（平成19年12月22日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第22号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けた者の当該許可に係る占用料については、この条例による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例、美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例及び美濃加茂市法定外公共物の管理に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に発生した占用料等について適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 26 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第 8 条の規定は、施行日以後に納期限が到来する占用料に係る延滞金から適用する。

3 この条例による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例附則第 3 項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 12 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

占用の種類			徴収単位	占用料	摘要
電柱、電柱の支柱又は電柱の支線			年1本	1,800円	(1) 1件の占用につきこの表により算定した額が500円以下であるときは、これを免除する。
電話柱、電話柱の支柱又は電話柱の支線			年1本	1,100円	
共架電線その他上空に設ける線類			年1メートル	11円	
公衆電話所			年1個	1,600円	(2) 前号の場合を除きこの表により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。
郵便差出箱			年1個	690円	
地下埋設物	電気通信設備	口径200ミリメートル未満	年1メートル	60円	(3) 2以上の使用目的で占用する占用物件については、その占用の主たる目的による占用料とする。
		口径200ミリメートル以上	年1メートル	220円	
	その他の設備	口径80ミリメートル未満	年1メートル	55円	
		口径80ミリメートル以上	年1メートル	82円	
上空に設ける通路			年1平方メートル	2,500円	
祭礼、縁日等に際し一時的に設け			日1平方	30円	

るもの	メートル	
	月1平方 メートル	370 円
看板、広告類 (アーチであるものを除く。)	表示面積	1,80
	年1平方 メートル	0円
一時材料置場(土石、竹木、瓦等) 又は建築用板囲、足場類	日1平方 メートル	30円
	月1平方 メートル	370 円
その他のもの	その都度市長が 定める額	

備考

- 1 日をもって占有を許可したものの占有料は、占有の日から占有を廃止する日までの日数により計算した金額とする。
- 2 月をもって占有を許可したものの占有料は、占有の日の属する月から占有を廃止する日の属する月までの月数により計算した金額とする。
- 3 年をもって占有を許可したものの占有料で1年未満の端数があるときは、当該端数の部分に係る占有料の額は、月割により計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数は1月として計算する。
- 4 占有料の額の基礎となる占有の面積で1平方メートル未満のもの、又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さで1メートル未満のもの、又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げる。